

令和6年第4回東広島市議会定例会

報 告 事 項

そ の 2

令和6年12月

目 次

| | | |
|-------------|------------------|---|
| 報 告 第 2 9 号 | 専決処分の報告について…………… | 1 |
| 報 告 第 3 0 号 | 専決処分の報告について…………… | 3 |

報告第29号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月19日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

48万8,517円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年12月4日

(報告理由)

令和6年5月8日、黒瀬町津江において、市有地の山林の樹木が倒れて隣接する民間会社の駐車場に駐車していた小型自動車に当たり、当該小型自動車の後部バンパー等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第30号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月19日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

7万8,430円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年12月6日

(報告理由)

令和6年10月16日、西条町寺家の集合住宅の敷地内において、公用車が方向転換しようとした際、当該公用車の上部に設置された拡声器が当該集合住宅の外壁に接触し、当該外壁を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

